

個人事業者 成長余力相談

コンサルタント 青山十郎

男性客だらけのラーメン店①

アタカプランニング(株) 古河正己

こんにちは、青山十郎です。今回は新しい章で「男性客だらけの儲からないラーメン店」を改善した例をお話しします。最初は売上とは関係がなさそうな相談から始まりました。

「人手不足で良い人材が集まらないんです。経営者である僕が何でも指示しないと動かない。もっと優秀な人材が欲しいんですが、どうしたら良いでしょうか？」

「アルバイトですかね。時給はおいくらですか？」

「県の定めた最低時給です。最低時給が20・300円上げることは可能ですか？」

「え、そんなに上げる余裕は無いです。仕入れ、固定費、経営状態を考えたら、今の時給がギリギリです」「そうですね。今はギリギリなんです。月平均売上の推移と今の原価率は分かりますか？」

「以前はフランチャイズに入っていてその時は月に20万円以上売っていましたが、今は半減の100万円です。原価率は50%から55%です」「原価率が高いですね。価格設定が安すぎるためです。売上が下がったのはフランチャイズルールから個人ルールにしたのと、経済の落

ち込みが要因ですね。安くしないと売れないという恐怖感もありますよね」「だって、今の時代、安くしなければ...」

「解りました。人手不足を解決する手段はそこですね。もっと売上を高めて原価率を抑えて、利益を増やして人件費を高めましょう。高い人件費で募集すれば良い人材が集まります。良い人材は高い時給以上の働きをします」

「ちよっと待ってください。売上を高めるとか、原価率を下げるとか、ましてや高い時給なんて今のご時世に叶うんですか？」

「今のお客様は男性客が殆どですよ。漫画の本棚があり喫煙も可ですか？」

「その通りです」

「そうですね、それでは一



度お店を拝見できますでしょうか？」

「お願いします」

「フランチャイズの頃の外觀がそのままなんです」「ええ、内部も殆んどそのまま営業しています」「かなり厳しい言い方をすれば、儲かるお店には程遠い感じがします」

「なので相談してらんです」「このお店で利益も増えず、最低時給のまま良い人材に変えていくのは大変厳しい成功率も低いです」

「そうですね...」

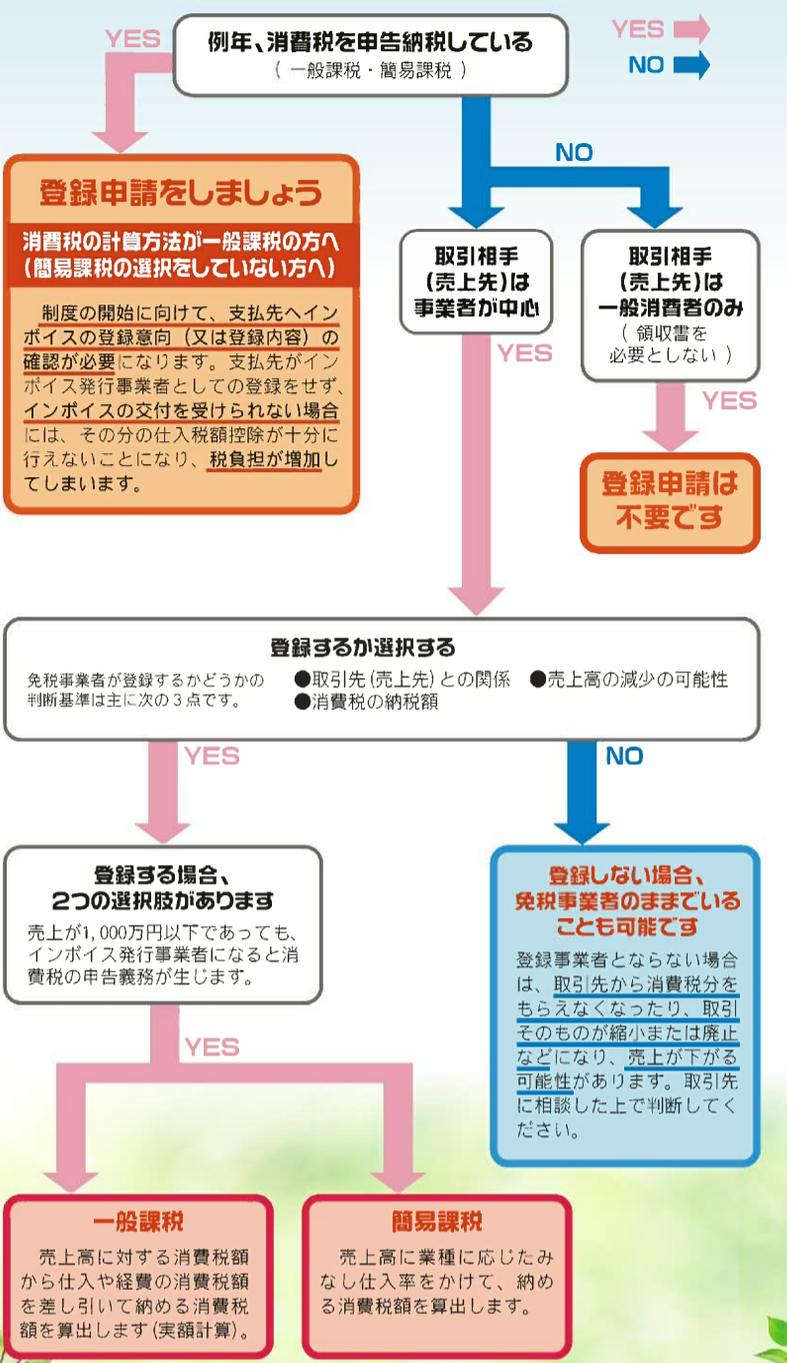
「肩を落とさないでください。このお店には良いお店に変えられる『突っ込みどころ』が満載です」

「え、利益が出る店になるんですか？」

「大丈夫です。可能です」

インボイス登録申請 フローチャートでチェック!!

令和5年10月1日開始となるインボイス制度ですが、登録申請は既に始まっています。



インボイス制度電話相談センター
 電話番号 0120-205-553(無料)
 受付時間 9:00~17:00(土日祝除く)

会員限定
 無料相談
 要ご予約
 24-2612

弁護士の
法律
 相談会
 10時~12時
 4月21日(金)
 5月2日(火)
 5月19日(金)
 6月6日(火)
 6月16日(金)

弁護士の
相続
 相談会
 10時~12時
 4月19日(水)
 5月17日(水)
 6月21日(水)

社労士の
年金・社会保険
 相談会
 10時~12時
 5月9日(火)
 6月13日(火)
 7月11日(火)

不動産
 コンサルタントの
不動産
 相談会
 10時~12時
 4月27日(木)
 5月25日(木)
 6月22日(木)

税理士の
税
 相談会
 14時~16時
 4月20日(木)
 5月18日(木)
 6月15日(木)

日本政策金融公庫の
融資
 相談会
 10時~12時
 6月7日(水)
 8月2日(水)

経営
 コンサルタントの
経営
 相談会
 日時応談
 24-2614まで
 ご予約ください

会場
 納税者センター・青色会館
 同一内容のご相談は重ねてできません。予めご了承ください。

お困りごと10番 安心丁寧

暮らしのなかでのお困りごとを青色の『匠職人』が解決します！

暮らしの修繕を承ります～

お住まいのお困りごとは青色共済へご相談下さい
 地元在住の信頼と実績の青色会員の職人をご紹介します

小田原青色共済株式会社
 〒250-0012 小田原市本町2-3-24
 FAX 0465-22-0936

0465-24-1112
 (受付時間 平日9時~17時)

小田原青色共済
 お気軽に問合せください

今まで以上に、記帳が重要になります！

Q 記帳及び帳簿書類を保存していないとどうなるの...?

A 事業所得ではなく、業務に係る雑所得と判断される可能性があります。

【業務に係る雑所得と判断されると...】

- 青色申告特別控除が適用できない
- 他所得との損益通算ができない
- 専従者給与が認められない など

Q 申告漏れがあった場合にはどうなるの...?

A 売上に関する帳簿を作成・保存していない場合、加算税が重くなります。

○加算税の割合が最大10%加重される

記帳や帳簿でお困りのことがございましたら、「記帳個別指導会」に是非ご参加ください。

記帳個別指導会 (詳細1面)